

いじめ防止対策

基本方針

平成30年改定版

山形県立酒田東高等学校

1 目的

全ての生徒が学校の内外を問わず、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、いじめが行われないようにすることを目的とし、いじめの問題を克服することを目指して、いじめの防止等の対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上で行われるものを含む）であり、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立って行わなければならない。

目の届かない所で発生しているので、背景の調査を行い、被害性に着目し、いじめか否かを判断しなければならない。

3 いじめの態様

- (1) 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) インターネット上で誹謗・中傷や嫌なことをされる。等

4 いじめ防止の取り組み

- (1) 本校は、次のとおり、いじめ防止に取り組む。
 - ① いじめについて教職員全員が共通理解を図る。
 - ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。
 - ③ いじめについての認識を生徒および保護者と共有する。
 - ④ いじめを助長しない指導の在り方を常に心がける。

- (2) いじめ防止のための生徒育成の目あてと方法については次のとおりとする。
 - ① 育成の目あてア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。
 - イ 自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。
 - ウ 自他の意見の相違があっても、お互いの意見を尊重しながら、建設的な調整・解決のため、円滑にコミュニケーションを取る力。
 - エ ストレスに適切に対処する力。
 - オ 自己有用感、自己肯定感の向上。
 - ② 育成の方法
 - ア アクティブラーニングを取り入れた生徒主体の授業の展開。
 - イ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書やボランティア活動の推進。
 - ウ 一人一人の居場所づくりと仲間との絆づくりの推進。
 - エ 授業や行事に規律正しく主体的に参加し活躍する集団づくり。

オ お互いが人の役に立っていると感じることでできる機会や、課題を体験的に解決する機会の提供。

(3) 「学校いじめ防止対策組織」を設置する。

「学校いじめ防止対策組織」構成員

校長，教頭，教務部長，生徒部長，年次主任，養護教諭，学級担任，部活動顧問

(4) 重大事態が発生した場合は次の方々を（3）に招集する。

スクールカウンセラー，P T A代表，学校評議員代表（教員経験者）

(5) 「学校いじめ対策組織」は次のとおり取り組む。

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う。

ア いじめを正しく理解し対応するための校内研修会や情報提供の機会を設定する。

イ 教育活動を通じ，生徒が活躍できる機会を提供し，生徒の自尊感情や自己有用感が高められるようにする。

② いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。

③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う。

④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き，情報の共有，関係生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携の組織的対応を行う。

(6) 生徒会は総会でいじめ撲滅スローガンの宣言を行う。

(7) 家庭・地域との連携をさらに強め，全体で生徒を見守る。

5 いじめの早期発見に向けた取り組み

(1) 生徒との信頼関係の構築および交友関係の把握。

(2) 教職員相互の情報の共有。

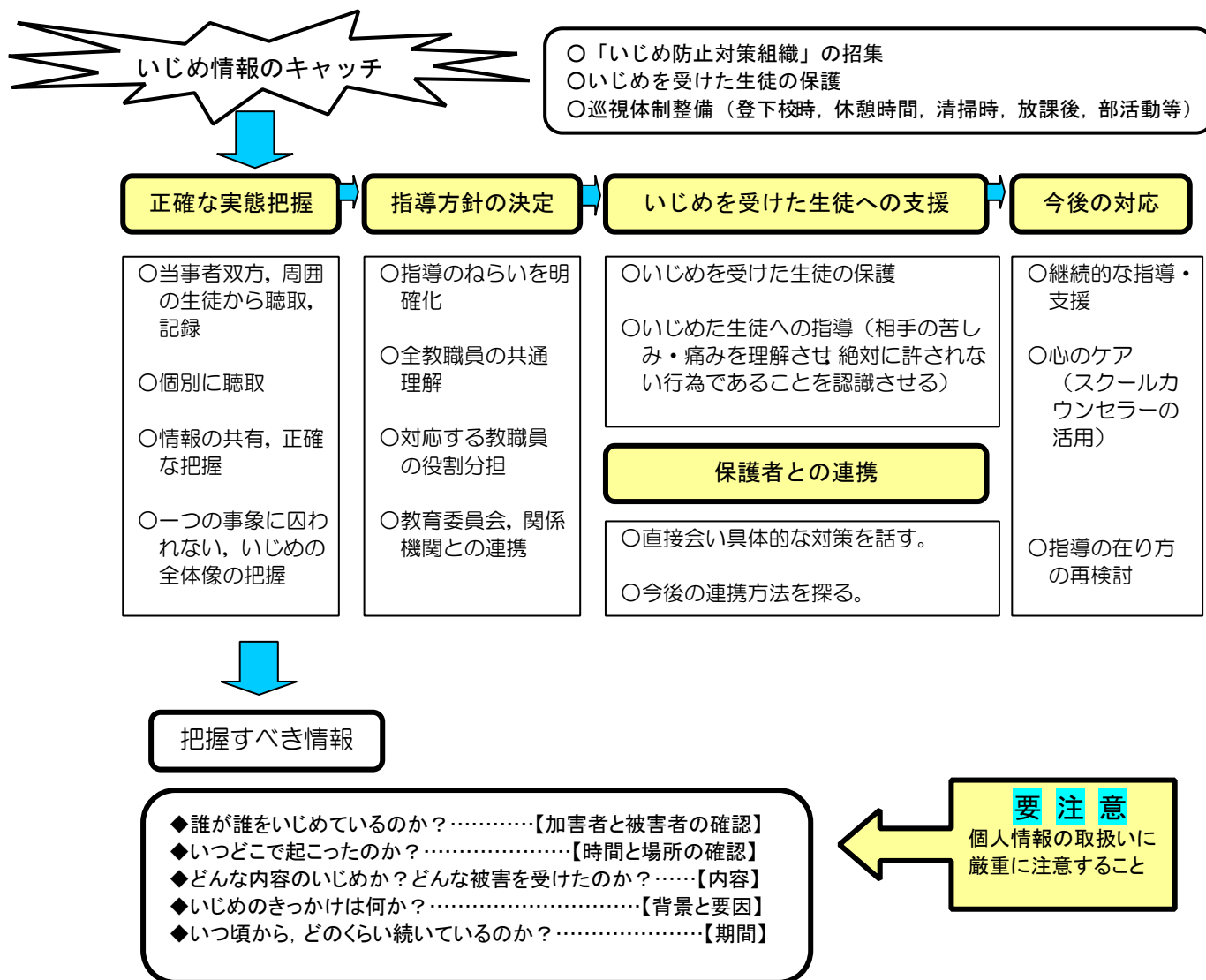
(3) 学期に一度，「いじめ実態調査アンケート」の実施。

(4) 二者面談・三者面談の充実。

(5) 本校の相談窓口（「学校いじめ対策組織」構成員）の周知。

6 いじめ発見時の流れ（早期対応・組織的対応）

(1) いじめの情報をつかんだら，次のとおり，迅速に対応する。



(2) いじめを傍観していたり観衆として同調していたりした生徒に対しても指導し、いじめを許さない集団づくりに努める。

7 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの実態を理解し、次のとおり、情報モラル教育を推進する。

- ① インターネット上で誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、いじめであり、決して許されない行為である。
- ② 書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定される。特に、悪質な場合は傷害や殺人などの重大犯罪につながる犯罪となり、警察に検挙される。

- ③ インターネットを利用する際には利用のマナーをしっかりと守ることにより、リスクを回避することにつながる。
- (2) インターネットの正しい利用について各家庭で話し合う機会（家庭でのルール作りなど）を設けるよう働きかける。
- (3) 次のような「インターネット上のいじめ」についても決して許されなく、特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行う。
- ① 「インターネット上のいじめ」とは、スマートフォンやパソコン等を通じてインターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。
- ② 「インターネット上のいじめ」の特徴
- ア 不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- イ インターネットの匿名性により安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
また、インターネット上に一度流出した個人情報は回収することが困難であり、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- エ 保護者や教師などの身近な大人が生徒のスマートフォン等の利用の状況を把握することは困難である。
また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することも困難なため、実態の把握が難しい。
- (4) インターネット上のいじめの類型
- ① SNS
SNSのグループから外したり故意に返信しなかったりして、ネットワークのグループで「仲間はずれ」を行うもの。

② 掲示板・ブログ・プロフ

特定の生徒の誹謗・中傷を書き込んだり，個人情報無断で掲載したり，その生徒になりすましてインターネット上で活動を行ったりするもの。

③ メール

特定の生徒に誹謗・中傷のメールを繰り返し送信したり，「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信したり，クラスメイトになりすまして誹謗・中傷などを行ったりするもの。

(5) 掲示板等へ書き込みがあった場合の具体的対応

① 書き込み内容・掲載内容の確認

ア 書き込みや掲載のあった掲示板のURLを記録し，不適切なメールや書き込み，掲載内容をプリントアウトするなどして，内容を保存する。

イ 中にはパソコンから閲覧できないものがある。その際は携帯電話等からアクセスする。

ウ 携帯電話等での誹謗・中傷の場合はプリントアウトが困難なため，デジタルカメラで撮影するなどする。

② 掲示板等の管理者への削除依頼

ア 掲示板等のトップページの「管理者へのメール」や「お問い合わせ」から削除依頼のメールを送信する。削除依頼の方法は掲示板等によって異なるので先に「利用規約」等で確認する。

イ 削除依頼を行う場合は，個人のメールアドレスは使わず，学校等のパソコンやメールアドレスから行う。

また，削除依頼を行うメールについて，個人の所属・氏名などは記載する必要はない。(掲示板等の管理者に個人情報を悪用されることなどがないよう注意する。)

③ 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に依頼しても削除されない場合や，管理者の連絡先が不明な場合などは，プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除を依頼する。

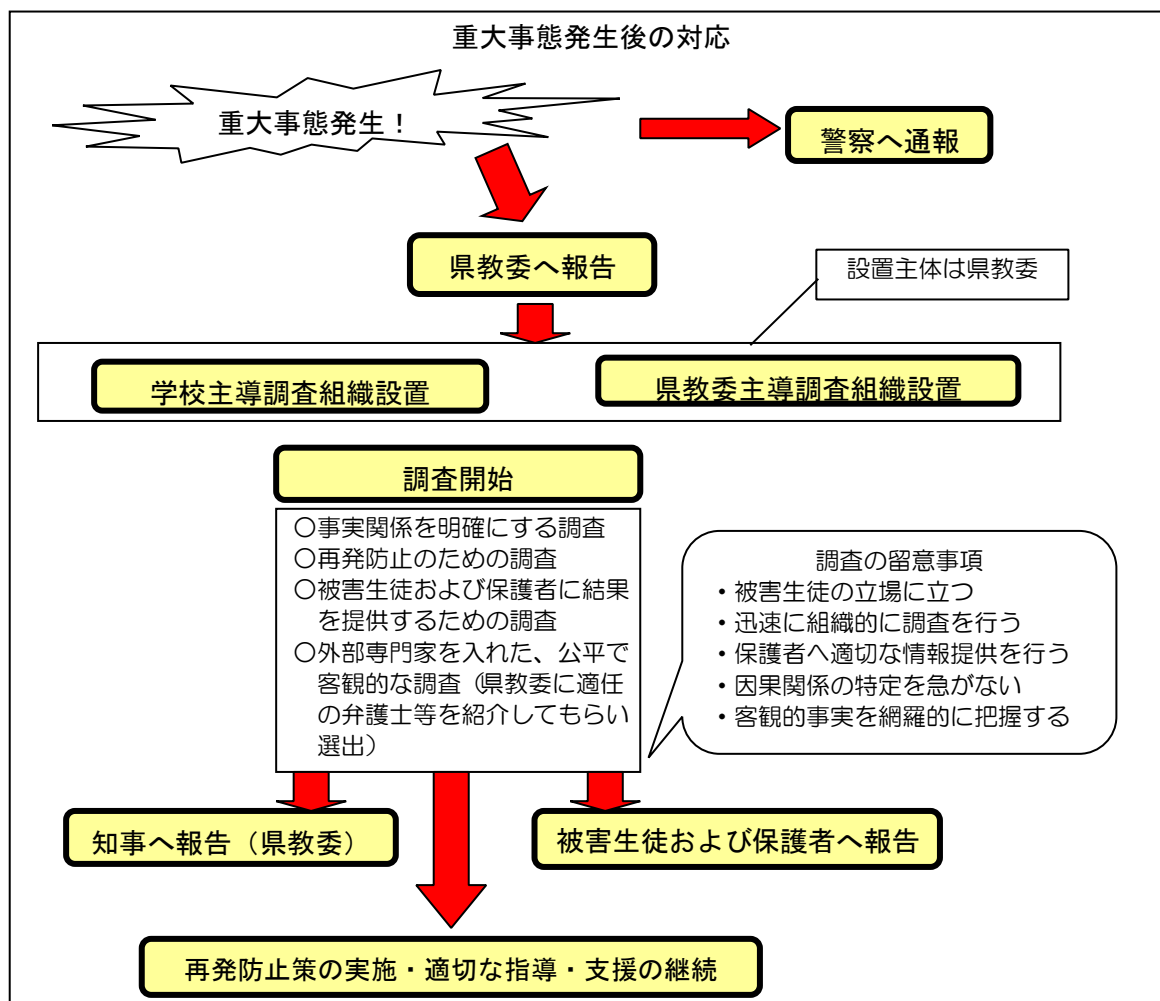
④ 警察や山形地方法務局への相談

8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは，次の①から③までの一つ以上に該当するものを指す。

- ① いじめにより、当該生徒の「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められる事態。具体的には次のとおりである。
- ア 生徒が自殺を図った場合
イ 生徒が身体に重大な傷害を負った場合
ウ 生徒の金品等に重大な被害を被った場合
エ 生徒が精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより、当該生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時（年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない）
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時には、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生後の対応については次の図にあるとおりである。



(3) 自殺の背景調査の際は次のとおり留意する。

① 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

この調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

② 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

③ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

④ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

⑤ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意の上で行う。

⑥ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

⑦ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析・評価を行うよう努める。

⑧ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

⑨ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

- ⑩ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。状況を把握できていない段階で、早々にトラブルや不適切な対応の有無を判断したり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- ⑪ 関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒・その保護者に対する適切な情報提供の責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒・その保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。この場合、個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒・その保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。

② 調査結果の報告

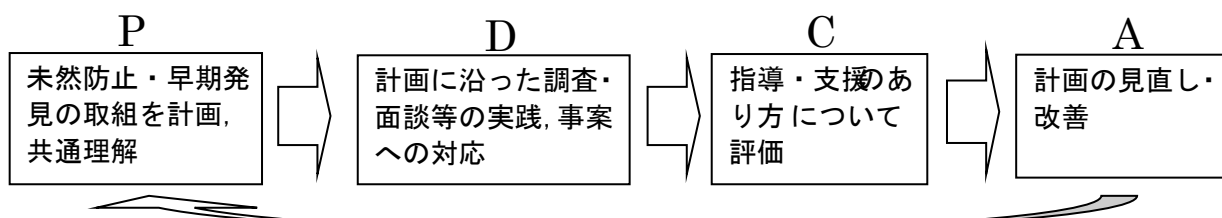
調査結果は県教育委員会を通じて知事に報告する。また、報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた生徒・その保護者が希望する場合には、いじめられた生徒・その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

9 学校における点検・評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針や事案対処マニュアルに基づいて、いじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。

- (2) 日頃より、いじめの実態把握に努め生徒が発する危険信号等を見逃さないようにしていじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- (3) いじめ防止基本方針や取組について保護者や地域と共有し理解や協力を得ているか。
- (4) いじめの防止・早期発見のための研修が年間計画に基づき定期的に行われているか。また、いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。
- (5) いじめ防止対策組織は、いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行っているか（下図参照）。



- ①いじめ早期発見のためのチェックリスト例（教職員用）（家庭用）の活用
- ②いじめアンケート調査の実施及び個別面談実施、アンケート結果の分析
- ③一人で抱え込まないチーム・組織での対応、チェック体制の確認
- ④日常的な相談活動、校内研修（事例研修）

10 いじめ防止基本方針の見直し

県は、当該基本方針の策定から概ね3年の経過を目途として、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案し、県基本方針の総点検を行い、必要に応じて県基本方針を見直していく。

本校は県の指導に従い、必要に応じて、本校のいじめ防止対策基本方針を改定する。

附則

- ・平成25年2月 制定
- ・平成27年6月 学校評議員会において改正
- ・平成30年2月 学校評議員会において改正